平成２７年（フ）第１６１号
兵庫県川辺郡猪名川町北田原字宮ノ東346番地の１
債務者　瀬戸こと　瀬戸　俊一
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
兵庫県川辺郡猪名川町北田原字宮ノ東346番地の１
債務者　瀬戸こと　瀬戸　陽子
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１７０号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目６番１―104号
債務者　上村　好司
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目６番１―104号
債務者　上村　恭子
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
兵庫県淡路市多賀1201番地　大木西団地Ａ―104
債務者　山田　直美
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第５９号
島根県安来市安来町964番地１
債務者　岩﨑　達也
１　決定年月日時　平成27年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第６５号
広島県尾道市防地町２番25号
債務者　金田　信和
１　決定年月日時　平成27年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第８０号
佐賀県伊万里市山代町城4726番地
債務者　柴田　久代
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第９５号
佐賀県伊万里市立花町1039番地12　ロイヤルヒルズ伊万里305号
債務者　松本　邦子
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１９２号
長崎県長崎市船大工町２番27号　敷島観光ビル301
債務者　植木　幸雄
１　決定年月日時　平成27年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４４号
宮崎市和知川原３丁目116番地
債務者　田崎　　潤
１　決定年月日時　平成27年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２４６号
宮崎市清武町船引325番地
債務者　櫻井　祐子
１　決定年月日時　平成27年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９３号
福島市松川町沼袋字北原184番地　安斉荘２号室、従前の住所福島市飯野町大久保字林崎14番地の１
債務者　松本　愛子
１　決定年月日時　平成27年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１７８号
福井市中荒井町301番地
債務者　岩元　章造
１　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
高知県宿毛市与市明４番12号
債務者　稲田美津代
１　決定年月日時　平成27年９月28日午前11時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第３６号
高知県幡多郡黒潮町入野757番地
債務者　石田　　守
１　決定年月日時　平成27年９月28日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
高知地方裁判所中村支部